

京都市告示第 65 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 5 日

京都市長 門川 大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂緯64号線	北区上賀茂西河原町92番地の3地先内	告示の日
西第三経1号線	北区平野烏居前町52番地地先から同町90番地の4地先まで	〃
清閑寺経2号線	東山区清水一丁目294番地地先内	〃
安井緯18号線	東山区清水一丁目294番地地先内	〃
横大路経3号線	伏見区横大路鍬ノ本12番地地先から同町40番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)